

令和4年4月から市営定期船の 特殊手荷物の取り扱いが改正されます

定期船課 ☎ 254776

市営定期船では、キャリーカート等特殊手荷物として料金を徴収してきました。しかし、近年においてはキャリーカートや台車などの多種多様化が進み、さまざまな形状や寸法のものが増加していることから、公平かつ公正な料金徴収を図ることを目的に、特殊手荷物区分の見直しを行います。

キャリーカート・台車などは「特殊手荷物」から「手荷物」に区分され、以下の取り扱いとなります（ただし、重さ・大きさにより「貨物」となり、数量により「受託手荷物（有料）」の扱いとなります）。くわしくは問い合わせてください。

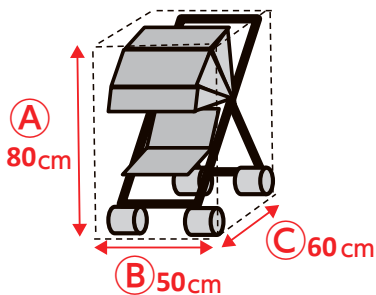
3辺の和 (A + B + C) が搭載物品含め、200cm以下かつ重量 30kg 以下の荷物は
一度に持ち運びできるもの に限り 2 個まで無料となります。（「手荷物」に区分）

無料 (A) + (B) + (C) = 200cm以下、かつ重量30kg以下

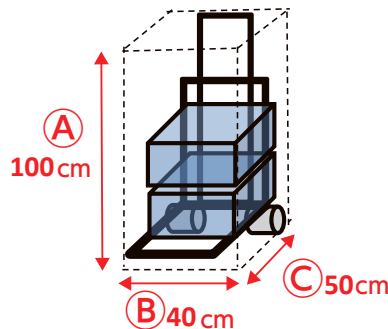
※どちらの要件も満たしていること（カバンなどの手回り品は除く）

【例】

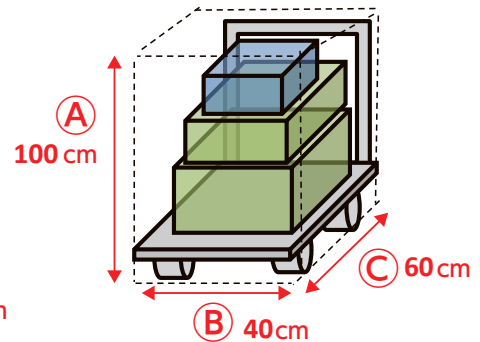
【ベビーカー（ペット用含む）】
・ 80+50+60=190cm
・ 未搭載=5kg



【キャリーカート（釣り具、食料品など）】
・ 100+40+50=190cm
・ 飲料水500mℓ 24本入り（12kg）
×2ケース=24kg



【台車（釣り具、工具など）】
・ 100+40+60=200cm
・ 工具、材料など=30kg



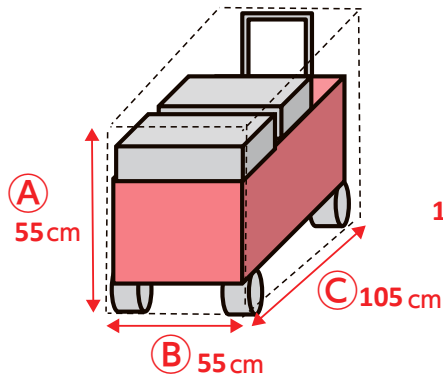
有料 (A) + (B) + (C) = 201cm以上、または重量31kg以上

（貨物料金）

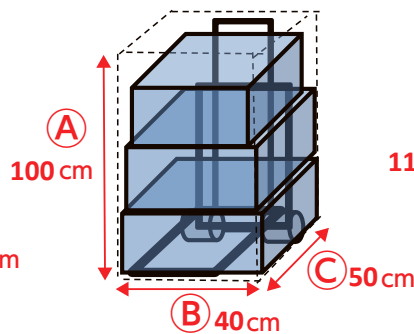
※どちらかが超える場合は貨物料金

【例】 ※乗船する定期船桟橋までのご自身で運搬をお願いします。

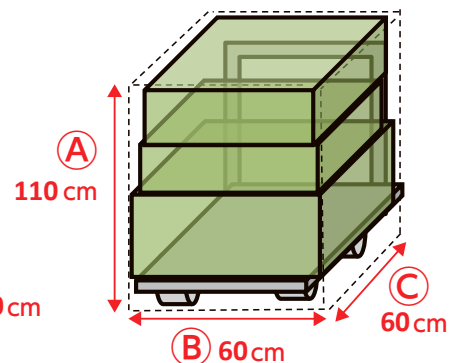
【レジャー用キャリーカート】
・ 55+55+105=215cm
・ 工具・材料（レジャー用品、釣り具）= 50kg



【キャリーカート（釣り具、食料品など）】
・ 100+40+50=190cm
・ 飲料水500mℓ 24本入り（12kg）
×3ケース= 36kg



【台車（釣り具、工具など）】
・ 110+60+60=230cm
・ 工具・材料=25kg



●特殊手荷物… 自転車、原動機付自転車（50cc 以下）

●受託手荷物… 「3 辺の和が 200cm 以下、かつ重量 30kg 以下」の物品で、乗船区間について市に委託する物品
・ 本人が乗船される場合は 2 個までは無料、3 個以上は「受託手荷物」として有料